埼玉県の項、千葉県の項及び東京都の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

新潟県の項中「十日町市　村上市」を「十日町市」に、「佐渡市　魚沼市」を「佐渡市」に、「岩船郡関川村　同郡粟島浦村」を「岩船郡粟島浦村」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

富山県の項を削る。

石川県の項中「七尾市（旧鹿島郡中島町及び旧同郡能登島町の区域に限る。）　輪島市　珠洲市　羽咋市　白山市（旧石川郡吉野谷村、旧同郡鳥越村及び旧同郡白峰村の区域に限る。）　羽咋郡志賀町（旧同郡富来町の区域に限る。）」を「輪島市　珠洲市」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

福井県の項を削る。

山梨県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

長野県の項中「旧更級郡大岡村、」を削り、「限る。）　飯田市（旧下伊那郡上村及び旧同郡南信濃村の区域に限る。）」を「限る。）」に、「飯山市　塩尻市（旧木曽郡楢川村の区域に限る。）」を「飯山市」に、「上伊那郡中川村　下伊那郡阿南町　同郡阿智村（旧同郡浪合村及び旧同郡清内路村の区域に限る。）　同郡平谷村　同郡根羽村　同郡売木村　同郡天龍村　同郡泰阜村　同郡大鹿村　木曽郡上松町　同郡南木曽町　同郡木祖村　同郡王滝村　同郡大桑村　同郡木曽町」を「上伊那郡中川村」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

岐阜県の項中「高山市（旧大野郡清見村、旧同郡荘川村、旧同郡久々野町、旧同郡朝日村、旧同郡高根村及び旧吉城郡上宝村の区域に限る。）　関市（旧武儀郡洞戸村、旧同郡板取村、旧同郡武儀町及び旧同郡上之保村の区域に限る。）　恵那市」を「恵那市」に、「限る。）　飛騨市　郡上市（旧郡上郡明宝村及び旧同郡和良村の区域に限る。）　下呂市　揖斐郡揖斐川町　大野郡白川村」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

静岡県の項及び愛知県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

三重県の項中「津市（旧一志郡美杉村の区域に限る。）　松阪市（旧飯南郡飯南町及び旧同郡飯高町の区域に限る。）　尾鷲市」を「尾鷲市」に、「限る。）　多気郡大台町」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

滋賀県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

京都府の項中「限る。）　福知山市（旧天田郡三和町、旧同郡夜久野町及び旧加佐郡大江町の区域に限る。）」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

大阪府の項、兵庫県の項及び奈良県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

和歌山県の項中「同郡高野町　有田郡有田川町　同郡湯浅町」を「同郡高野町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

鳥取県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

島根県の項中「限る。）　浜田市」を「限る。）」に、「限る。）　益田市」を「限る。）」に、「安来市　江津市」を「安来市」に、「飯石郡飯南町　邑智郡川本町　同郡美郷町　同郡邑南町　鹿足郡津和野町　同郡吉賀町」を「飯石郡飯南町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

岡山県の項中「津山市（旧苫田郡加茂町、旧同郡阿波村及び旧久米郡久米町の区域に限る。）　井原市　備前市　瀬戸内市（旧邑久郡牛窓町の区域に限る。）　赤磐市」を「備前市　赤磐市」に、「限る。）　真庭市　美作市　浅口市（旧浅口郡寄島町の区域に限る。）　和気郡和気町」を「限る。）　和気郡和気町」に、「限る。）　小田郡矢掛町　真庭郡新庄村　苫田郡鏡野町　勝田郡奈義町　英田郡西粟倉村　久米郡久米南町　同郡美咲町」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

広島県の項中「限る。）　三原市（旧御調郡久井町及び旧賀茂郡大和町の区域に限る。）　尾道市（旧御調郡御調町及び旧豊田郡瀬戸田町の区域に限る。）　福山市（旧沼隈郡内海町の区域に限る。）　府中市　三次市　庄原市」を「限る。）　府中市」に、「限る。）　安芸高田市」を「限る。）」に、「豊田郡大崎上島町　世羅郡世羅町」を「豊田郡大崎上島町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

山口県の項中「美祢市　周南市（旧都濃郡鹿野町の区域に限る。）」を「美祢市」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

徳島県の項及び香川県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

愛媛県の項中「限る。）　今治市（旧越智郡上浦町、旧同郡大三島町及び旧同郡関前村の区域に限る。）」を「限る。）」に、「伊予市　四国中央市（旧宇摩郡新宮村の区域に限る。）」を「伊予市」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

高知県の項、福岡県の項、佐賀県の項、長崎県の項、熊本県の項及び大分県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

宮崎県の項中「日南市　小林市（旧西諸県郡野尻町及び旧同郡須木村の区域に限る。）」を「日南市」に、「串間市　えびの市　西諸県郡高原町」を「串間市」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

鹿児島県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

沖縄県の項中「同郡伊是名村　宮古郡多良間村　八重山郡竹富町」を「同郡伊是名村」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十六号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定に基づき、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を次のように定め、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準

第一　妊婦健康診査の実施時期及び回数等

一　市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに十四回程度行うものとする。

イ　妊娠初期から妊娠二十三週まで　おおむね四週間に一回

ロ　妊娠二十四週から三十五週まで　おおむね二週間に一回

ハ　妊娠三十六週から出産まで　おおむね一週間に一回

二　市町村は、妊婦一人につき十四回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。